

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 予防対策

第一節 地震災害に強い安全な地域社会づくり（第八条—第十条）

第二節 地域防災力の育成及び強化（第十一条—第十七条）

第三章 応急対策

第一節 応急体制の確立（第十八条—第二十条）

第二節 緊急輸送対策（第二十一条・第二十二条）

第三節 帰宅困難者等に対する支援（第二十三条・第二十四条）

第四節 その他地震災害の拡大を防止するための対策（第二十五条—第二十八条）

附則

岐阜県は、明治二十四年の濃尾地震において、五千人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、東海地震や東南海・南海地震、さらには県内の活断層による地震発生の可能性が高まっている。

これまで、岐阜県では、平成七年の阪神・淡路大震災を教訓に、地震防災対策を進めてきた。しかし、地震による被害を最小限にとどめるためには、県はもとより、県民、事業者、市町村が相互の信頼関係に基づき、地震防災対策の実施について協働し、連携することが必要である。

すなわち、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は皆で守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、県民、事業者、市町村及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割と責務を自覚して、地震防災対策を着実に推進していくことが重要である。

ここに、私たちは、地震災害から尊い生命を守るために共に力を合わせ、一体となって地震防災対策に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災対策に関し、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民及び事業者による相互の信頼関係に基づく協働体制を確立し、地震災害に強い安全な地域社会づくりの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- 二 防災関係機関 国、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 三 事業者 県、市町村及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人をいう。
- 四 自主防災組織 県民がその居住する地域において、自主的に結成する防災組織をいう。

(県の責務)

第三条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震防災対策を推進しなければならない。
- 3 県は、地震に関する調査及び研究を行い、その成果を県民、事業者及び市町村に公表するとともに、地震防災対策に反映させなければならない。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を地震災害から守るため、県、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震防災対策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、県及び市町村が実施する地震防災対策の円滑な推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、自主防災組織等が実施する防災訓練その他の活動に積極的に参加し、地震防災対策に関する知識の習得に努めるものとする。
- 3 県民は、地震災害に備え、あらかじめ次に掲げる対策を講ずるよう努めるものとする。
 - 一 建築物その他の工作物（以下この条及び次条において「建築物等」という。）が所在する土地の地形及び地質の状況を把握しておくこと。
 - 二 建築物等の耐震性を確保すること。
 - 三 家具の転倒の防止策をとること。
 - 四 初期消火に必要な消火器等を備えること。
 - 五 食料、飲料水及び医薬品を備えること。
 - 六 避難場所及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法を確認すること。
 - 七 地震災害発生時における通勤、通学先等からの帰宅方法及び家族間の連絡方法を確認すること。
 - 八 前各号に掲げるほか、地震災害に備え自らの安全確保に必要なこと。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、地域の一員として、県及び市町村が実施する地震防災対策の円滑な推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地震災害に備え、あらかじめ次に掲げる対策を講ずるよう努めるものとする。
 - 一 事業の用に供する建築物等が所在する土地の地形及び地質の状況を把握しておくこと。
 - 二 事業の用に供する建築物等の耐震性を確保すること。
 - 三 地震防災の活動の責任者を定めることその他地震防災の活動に関する組織を整備すること。
 - 四 従業員が地震発生時にとるべき行動を明確にすること。
 - 五 防災訓練、地震防災に関する研修等を実施すること。
 - 六 応急的な措置に必要な資材及び機材を整備し、並びに食料、飲料水及び医薬品を備えること。

(行動計画)

第七条 知事は、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定める。
 - 一 地震防災に関する施策の目標
 - 二 地震防災に関する施策の概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 知事は、地震防災に関する施策の実施状況を点検し、必要に応じ、行動計画の見直しを行うものとする。

第二章 予防対策

第一節 地震災害に強い安全な地域社会づくり

(地震災害に強い安全な地域社会づくりの推進)

第八条 県は、市町村その他防災関係機関と連携して、道路、公園、河川等の基盤施設の整備、学校その他の公共施設の耐震化及び非常電源設備等の整備を通じて、地震災害に強い安全な地域社会づくりに努めなければならない。

(建築物の耐震性の確保)

第九条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資の輸送等を阻害することがないようにするため、当該建築物について、必要な耐震診断を行うとともに、その診断結果に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

(工作物等の耐震性の確保)

第十条 屋外に広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この条において「工作物等」という。）を設置し、又は設置しようとする者は、当該工作物等が地震により落下し、又は転倒すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資の輸送等を阻害することがないようにするため、当該工作物等の耐震性を点検し、その耐震性を確保するよう努めるものとする。

第二節 地域防災力の育成及び強化

(自主防災組織の結成とその活動への支援)

第十一条 県は、地域における地震防災対策の効果的な実施に資するため、市町村と連携して、自主防災組織が結成され、当該自主防災組織の活動が活発に行われるよう支援に努めなければならない。

(災害ボランティアコーディネーターの育成)

第十二条 県は、市町村等と連携して、災害ボランティアコーディネーター（ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整を行う者をいう。）の育成に努めなければならない。

(地域防災協働隊の育成の支援)

第十三条 県は、地震災害発生時において地域に密着した地震防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊（自主防災組織、ボランティア、事業者、公共的団体その他関係行政機関が概ね小学校の通学区域を単位とし、連帯感をもって、相互に連携しながら、それぞれの地震防災の活動を行う仕組みをいう。）の育成の支援に努めなければならない。

(地震防災に関する知識の普及等)

第十四条 県は、県民が地震災害に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震及び地震防災に関する知識の普及並びに防災意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(地震防災に関する教育の実施)

第十五条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者は、生徒、児童及び幼児が地震及び地震防災に関する理解を深めるとともに、地震災害発生時において自らの安全を確保できるように、地震及び地震防災に関する教育の実施に努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第十六条 県は、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、積極的に防災訓練を行う

よう努めなければならない。

(岐阜県地震防災の日)

第十七条 県民及び事業者が、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図るため、岐阜県地震防災の日（以下この条において「地震防災の日」という。）を設ける。

2 地震防災の日は、知事が定める。

3 地震防災の日には、県民及び事業者は、第五条第三項各号に掲げる対策又は第六条第三項各号に掲げる対策の状況を点検し、及びその一層の充実を図るよう努めるものとする。

4 地震防災の日には、県は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、前項に規定する県民及び事業者の取組が積極的に行われるよう、防災意識の向上を図るための啓発活動を実施するものとする。

5 地震防災の日には、市町村は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

第三章 応急対策

第一節 応急体制の確立

(応急体制の確立)

第十八条 知事は、地震災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な避難、救出、医療等の応急対策が講じられるようにするため、速やかに必要な体制を確立しなければならない。

(情報連絡体制の確立)

第十九条 知事は、地震災害が発生した場合においては、地震及び地震災害に関する情報を県民と共有するため、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、速やかに必要な体制を確立し、迅速かつ的確に情報を提供するものとする。

(応急対策の実施に係る応援等)

第二十条 知事は、地震災害が発生した場合において、必要があるときは、他の都道府県知事、防災関係機関の長及び応急対策の実施に係る事業者に対し、直ちに応急対策の実施に関する応援又は協力を求めるものとする。

2 知事は、地震災害が発生した場合において、市町村長から応急対策の実施に関する応援を求められたときは、速やかにその求めに応じるよう努めなければならない。

第二節 緊急輸送対策

(緊急輸送の確保)

第二十一条 県は、地震災害が発生した場合においては、迅速に応急対策を実施するため、市町村その他防災関係機関等と連携して、必要な緊急輸送を確保するよう努めなければならない。

(緊急通行車両等の通行の確保)

第二十二条 県民は、地震災害が発生した場合においては、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、救急患者の搬送、緊急物資の輸送等に係る緊急通行車両及び高齢者、障害者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

第三節 帰宅困難者等に対する支援

(帰宅困難者等に対する支援)

第二十三条 県は、地震災害が発生し、又は東海地震に係る警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。）が発せられたことにより、長期間にわたり交通機関が停止し、又は道路における車両の通行が禁止されること等により、帰宅することが困難となり、又は旅行途中で目的地に到

達することが困難となった者が円滑に帰宅し、又は避難するために必要な情報を、市町村その他防災関係機関等と連携して提供するよう努めなければならない。

(災害時要援護者対策の支援)

第二十四条 県は、市町村、自主防災組織等が実施する高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等で地震災害発生時に特別な援護を要する者に対する避難誘導、介護支援その他の対策に必要な支援を行うよう努めなければならない。

第四節 その他地震災害の拡大を防止するための対策

(衛生的な生活環境の確保)

第二十五条 知事は、地震災害が発生した場合においては、市町村その他防災関係機関と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止、食中毒の発生の予防その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(災害ボランティア活動への支援)

第二十六条 県は、地震災害が発生した場合においては、災害ボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村その他防災関係機関等と連携して、支援に努めなければならない。

(自主避難等)

第二十七条 県民は、地震及び地震防災に関する情報に留意し、危険を感じたときは自主的に避難するとともに、市町村長等が避難勧告を発したときは、速やかに避難するよう努めるものとする。

(危険度判定)

第二十八条 地震により被害を受けた建築物及び宅地(以下この条において「被災建築物等」という。)の所有者及び管理者は、当該被災建築物等が余震により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため、市町村が実施する危険度判定(被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。)に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の対策を実施するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年三月二十四日条例第三十一号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため策定している地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画は、第七条第一項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。